



## 第46回 非正規雇用と健康問題

### ▼増える非正規雇用

2015年からの日本再興戦略に盛り込まれたことをきっかけに、非正規雇用労働者の雇用の安定や待遇の改善を図り、「頑張る人が報われる社会」の実現を目指す一環として、非正規労働者の正社員転換が進められることになった。厚生労働大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置して意気込みを見せている。一方で、非正規雇用の労働者数は1994年より緩やかに増加し、2017年では2,036万人になり、労働者の37.3%を占めるに至っている。そのうちパート・アルバイト(69.4%)が多く、契約社員(14.3%)、派遣社員(6.6%)と続く。近年の特徴は、その中に占める65歳以上の人の割合が高まっていることである(男性の26.3%、女性の10.5%)。また非正規労働者の68.2%が女性である。給与面等労働条件が悪いのは、よく知られているが、非正規労働は健康問題にも影響を及ぼしている。

### ▼非正規労働者の健康管理

非正規雇用者は労働基準法で定義される労働者であるため、すべての労働者を対象とする労働基準法と労働安全衛生法の適用を受ける。したがって、労働安全衛生法に規定されている安全衛生教育や産業医による健康管理、該当する場合の健康診断は非正規雇用者に対しても適切に行われなくてはならない。ただ、中小零細企業では、健康管理が適切になされていない場合があり、また健康診断の項目が簡素になっている等、正規労働者と健康管理の方法に差があることもある。特に派遣労働者の場合は、健康管理が抜け落ちている可能性がある。従業員50人未満の会社でも事業主は、従業員に対して健康診断を実施し、その結果に対して適切な対応をしないといけない。間接雇用であったとしても「派遣労働者を含めて」算出した常時使用する労働者数に応じて総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医等の選出を行い、衛生委員会の設置が必要である。労働災害についてもすべての労働者には労働者災害補償保険法が適用されるため、非正規雇用者も対象となる。間接雇用になる派遣労働者では見逃される可能性がある。

厚生労働省が2014年にパート労働者13,417人と5,065事業所に実施した調査では、定期健康診断を「受診した」と答えた労働者は、従業員49人以下の事業所で57.9%、300人以上で82.2%。パートの健康管理規定が「ある」と答えた事業所は49人以下で

53.1%、同300人以上で74.4%と小規模の事業所ほど低かった。健康診断を受けられない、受けられても項目が簡素である、受けても健診結果に対して適切な指導等を受けられない等、何重にも健康管理面での不利が重なる。小規模事業所の多い鳥取県では、小規模事業所の非正規労働者の健康管理の実態を明らかにし、実態の改善を促す必要があろう。

### ▼非正規労働者の健康問題の難しさ

非正規労働者には、有病率増加につながりやすい要因と逆の要因が混在しており、健康課題を明らかにするには難しさがある。前者の要因には、高齢者が多いことが、後者の要因には、女性が多いこと、労働時間が短い人が多いことがある。健康診断の受診率も低く、項目も簡素であれば現状で明らかになることは限定的である。日本では、残念ながら非正規労働者の健康問題に着目した研究が少ないため、今後の課題といえる。

2010年の、企業・官公庁に勤める男性約9,500人、女性約7,700人への調査の結果をみると、男性ではパートタイマー、女性では派遣・契約社員が、最も高い割合で心理的ストレスを感じていた。非正規労働者は、精神的ストレスを受けやすいのかもしれない。また、企業規模とストレスの関係では、男性では中規模(従業員数300~999名)の企業に勤めている人が、最も高い割合でストレスを感じていた。中規模企業では、小規模企業ほど社員間の親密さがなく、また大規模企業ほど制度面が整備されていないことなどが原因かもしれないが、今後の研究の発展が待たれる。



鳥取大学医学部  
環境予防医学分野  
教授

尾崎 米厚  
(おさき よねあつ)